

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので公告する。

平成30年12月5日

有田周辺広域圏事務組合
管理者 望月 良男

1 入札に付する委託業務の概要

事業年度・業務番号	平成30年度 業務 第1号
業務名	特別養護老人ホーム潮光園新築移転に伴う実施設計業務委託
業務場所	有田郡湯浅町大字湯浅地内
業務期間	平成31年6月30日まで
予定価格	45,600,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
最低制限価格	無
入札保証金	免除
契約保証金	契約金額の10%以上とする。
支払条件	前払金 有（契約金額の30%以内。1万円未満切り捨て。） 部分払 無

2 入札に参加するものに必要な資格に関する条件

単体企業又は共同企業体のいずれかであって、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。ただし、単体企業又は共同企業体のいずれかでの参加しか認めないものとし、複数の共同企業体の構成員を兼ねることはできないものとする。

(1) 単体企業の場合

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 和歌山県、有田市、湯浅町、和歌山県広川町及び有田川町（以下、和歌山県を除き「1市3町」という。）のいずれかより入札参加資格停止（又は指名停止）若しくは入札参加資格者から排除する措置を受けている期間中でないこと。
- ウ 1市3町のいずれかで、測量・建設コンサルタント（建築工事の設計・監理）として入札参加資格者として登録されている者であること。
- エ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- オ 1市3町内に本店を有している者であること。
- カ 一級建築士が3名以上所属している者であること（この要件に該当する一級建築士とは、当該企業に在籍している（雇用されている）期間が入札日現在で継続して3月以上ある一級建築士をいう。次号カについて同じ。）。
- キ 元請として平成10年4月1日以降に契約を締結した、医療福祉施設（病院、特別養護老人ホーム、老人保健施設、有料老人ホーム、養護老人ホーム、グループホームをいう。次号ク

について同じ。)の実施設計業務を受託した実績(ただし、共同企業体の構成員としての受託実績は出資比率が30%以上のものとする。)を有する者であること。

ク 建築士法第26条第2項に基づく戒告処分を受けた日から3月を経過していない者でないこと。または、同項に基づく閉鎖処分を受け、同処分期間を過ぎた日から3月を経過していない者でないこと。

ケ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。

コ 同一入札に参加しようとする者との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

① 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。

②において同じ。)の関係にある場合

② 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

① 一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されうると認められる場合

① 複数の単体企業により構成される組合等(以下「組合等」という。)とその組合等を構成する単体企業の場合

② その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

サ 1市3町の各議会の議員、市長、町長、副市長及び副町長のいずれかが代表者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人に含まれていない者であること。

シ 次に掲げる暴力団排除対象者に該当しない者であること。

(ア) 契約の相手方として不適当な者

- ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(イ) 契約の相手方として不適当な行為をする者

- ① 暴力的な要求行為を行う者
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- ④ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- ⑤ その他前各号に準ずる行為を行う者

(ウ) 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。

ス 和歌山県及び本店の所在地である市町村にかかるすべての税目に未納がないこと。（法人の場合、その代表者を含む。）

(2) 共同企業体の場合

ア すべての構成員は、(1)アからエまで、ク、ケ及びサからスマまでの各要件をみたす者であること。

イ 共同企業体の構成員は3者以内であること。

ウ 1構成員あたりの出資比率が、構成員数が2者である共同企業体にあつては30%以上、構成員数が3者である共同企業体にあつては20%以上であること。

エ 構成員のいずれかが、当該共同企業体構成員を除く同一入札に参加しようとする者（共同企業体の構成員を含む。）との間に(1)コ(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する関係がないこと。

オ すべての構成員が和歌山県内に本店を有している者であること。

カ 構成員の中に、(1)オの要件をみたす者を含んでいること。

キ 各構成員に所属する一級建築士の合計が3名以上であること。

ク 構成員の中に、元請として平成10年4月1日以降に契約を締結した、医療福祉施設の実施設計業務を受託した実績（ただし、共同企業体の構成員としての受託実績は出資比率が30%以上のものとする）を有する者を含んでいること。

3 入札参加手続

本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、技術資料の提出等、当該審査に係る事前の手続きは要しない。

なお、技術資料作成要領は、仕様書等の閲覧場所にて交付する。

4 仕様書等の閲覧、配付及び質疑回答

仕様書等の閲覧、配付及び質疑回答は、それぞれ次のとおり行う。

なお、現場説明会は実施しない。

(1) 仕様書等の閲覧及び配付

仕様書等は、下記の閲覧期間及び場所で閲覧及び配付するものとする。

ア 閲覧期間 平成30年12月6日から平成30年12月18日までの休日を除く日の午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所 有田市箕島50番地 有田市役所3階
有田周辺広域圏事務組合事務局
電話番号 0737-83-4491

※仕様書等のデータの配付を希望する場合は、空のCD-Rを持参すること。

(2) 質疑回答

ア 受付期間 平成30年12月17日から平成30年12月19日まで

イ 受付方法 質問書（別記第1号様式）により、閲覧場所に直接持参又はFAX若しくは電子メールのいずれかの方法で提出すること。

ウ 受付場所 直接持参の場合は閲覧場所に同じ。

FAX番号 0737-83-4491

電子メールアドレス : info@aridakouiki.jp

エ 回答日 平成30年12月21日（予定）

オ 回答方法 閲覧場所に掲示及び有田周辺広域圏事務組合ホームページ上に掲載

※原則として口頭による質疑は受け付けられないものとする。

5 入札等

入札参加者は、入札書（共同企業体の場合は入札書及び共同企業体結成届出書。以下、「入札書等」という。）を次に示す入札日時までに入札場所に持参し、次に示す入札書提出方法で提出しなければならない。郵便及び電信、FAX及び電子メールによる提出は認められないものとする。

(1) 入札日時及び場所

ア 入札日時 平成30年12月27日 午前10時から

イ 入札場所 有田市役所 3階 第1会議室

(2) 入札書等の作成等

入札書は別記第2号様式に必要事項を記載して作成すること。

共同企業体結成届出書は別記第3号様式に必要事項を記載して作成すること。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額の100分の108に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税の課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札書提出方法

入札参加者は、入札書等を封筒に入れ封緘し、封筒の表面に業務名、入札者の商号又は名称、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先を記載の上、入札場所において、入札担当者の指示に従って速やかに入札箱に投函しなければならない。

入札日時までに入札場所に入室できなかった者は、入札書を提出することはできないものとする。

一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

代理人による入札書の提出を希望する者は、入札場所において、事前に入札担当者に対し委任状（別記第4号様式）を提出すること。ただし、一の入札者の代理人は、他の入札者の代理人を兼ねることはできないものとする。

※封筒への記載例（単体企業）

業務名	特別養護老人ホーム潮光園新築移転に伴う実施設計業務委託
商号又は名称	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
担当者の所属及び氏名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
担当者の連絡先	電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
	FAX番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

※封筒への記載例（共同企業体）

業務名	特別養護老人ホーム潮光園新築移転に伴う実施設計業務委託
共同企業体の名称	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
代表幹事の商号又は名称	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
担当者の所属及び氏名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
担当者の連絡先	電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
	FAX番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

なお、封筒は定型封筒（長形3号、長形40号）が望ましい。

(4) 入札の無効

次に掲げる要件の一に該当する入札書等は無効とする。

ア (3)に定められた方法によらないで提出された入札書等

イ 封筒表記の業務名、商号又は名称及び担当者の所属及び氏名のいずれかが未記載等により意思表示が明確でない入札書等

ウ 同一人が2通以上の入札をした場合のそのいずれもの入札

エ 金額の記入がない入札書による入札

オ 金額を訂正した入札書による入札

カ 必要な書類が添付されていない入札書による入札

キ 入札書等の業務名、商号又は名称、住所又は代表者名のいずれかが記載されず、又は記載に誤りがある等意思表示が明確でない入札

ク 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札

(5) 開札に関する事項

ア 開札手順

すべての入札参加者が入札書を提出した後、入札担当者は、直ちに(4)ア及びイの規定により無効とした入札書等を除き入札書の入った封筒を開封する。

入札担当者は、すべての入札書等を確認後、有効な入札書の数、最低入札価格及び最低価格を入札した者のみを公表し、最低価格を入札した者から入札参加資格審査を行うため、落札決定を保留するものとする。

イ 同価入札

最低価格を入札した者が2人以上あった場合は、開札後すぐに落札予定者を決定するためにくじ引きを実施する。この場合、くじの対象となった入札者はくじ引きを辞退することはできない。

6 入札参加資格要件の審査及び落札者の決定方法に関する事項

(1) 技術資料の提出

最低価格を入札した者（5(5)イによるくじ引きにより第1順位となった者）は、入札担当者から指示のあった日の翌日までに、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を閲覧場所と同じ場所に提出しなければならない。

一度提出された技術資料の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(2) 入札参加資格要件の審査

ア 審査方法

1市3町に提出されている入札参加資格審査申請書及び(1)により提出された技術資料により本件入札の入札参加資格要件を満たしているか否かを審査する。

イ 審査結果

審査の結果、当該入札者が入札参加資格要件を満たしていないと判断された場合は、有効な入札を行った者の内、5(5)イによるくじ引きにより次順位となった者もしくは当該入札者の次に低い価格を入札した者から技術資料の提出を求め、本項の規定に準じ審査するものとし、以降同様とする。

7 落札者の決定方法

前項の審査の結果、本件入札の入札参加資格要件を満たしている予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 契約に関する事項

落札者決定後、契約の締結に至るまでに本件入札の入札参加資格要件を満たさなくなったときは、契約を締結しない。この場合当組合は、落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。

9 特記事項

- (1) 適正な入札を担保するため、入札参加者が1者のみになった場合は、入札を取りやめる。
- (2) 公平、公正な入札を担保するため、この業務委託を受託した者（共同企業体の場合はそのすべての構成員）及びその者と2(1)コの基準に該当する者は、（仮）特別養護老人ホーム潮光園新築移転工事の入札への参加を制限することがある。

(別記第1号様式)

質 問 書

有田周辺広域圏事務組合管理者 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

担 当 者 名

T E L

F A X

e - m a i l

特別養護老人ホーム潮光園新築移転に伴う実施設計業務委託について、次のとおり質問します。

連番	仕様書項数等	質問内容
1		
2		
3		

○適宜、行間等を変更しても支障ない。

○質問内容を補完するために、資料を添付しても支障はない。ただし、添付する資料には当該質問の連番を付すこととし、e-mailで提出する場合はPDFファイルで、FAXで提出の場合は、鮮明な画像で送信すること。

○1枚に収まらない場合は次頁を利用すること。

連番	資料名及び項目名等	質問内容

- 前頁に続けて連番を付すこと。
- 適宜、行間等を変更しても支障ない。

(別記第2号様式)

入 札 書

金	千	百	十	万	千	百	十	円	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

ただし、下記業務にかかる入札金として

業務年度 平成30年度 業務 第1号

業務場所 有田郡湯浅町大字湯浅地内

業 務 名 特別養護老人ホーム潮光園新築移転に伴う実施設計業務委託

上記のとおり別冊図面及び仕様書によって請負いますから入札します。

平成30年12月 日

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

⑨

有田周辺広域圏事務組合管理者 様

※ 共同企業体で入札に参加する場合は、商号又は名称は共同企業体名、代表者職氏名は代表幹事の代表者職氏名を記入してください。

※ 共同企業体で入札に参加する場合は、共同企業体結成届出書を添付してください。

(別記第3号様式)

共同企業体結成届出書

有田周辺広域圏事務組合管理者 様

このたび、特別養護老人ホーム潮光園新築移転に伴う実施設計業務委託の条件付き一般競争入札に参加するため、共同企業体を結成したので届け出ます。

当共同企業体のすべての構成員は、設計業務の委託契約の締結に至るまでの間、当共同企業体が履行するすべての権限を、代表幹事が有することに同意します。

なお、共同企業体協定書は、技術資料の提出に合わせて提出することを誓約します。

平成30年12月 日

共同企業体名

代表幹事 所在地

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

構成員 所在地

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

構成員 所在地

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

(別記第4号様式)

委 任 状

都合により、次の者を代理人として下記業務の入札に関する一切の権限を委任します。

代 理 人 住 所

氏 名

入 札 日 平成30年12月27日

事業年度 平成30年度

業務番号 業務 第1号

業務場所 有田郡湯浅町大字湯浅地内

業 務 名 特別養護老人ホーム潮光園新築移転に伴う実施設計業務委託

平成30年12月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

有田周辺広域圏事務組合管理者 様

- ※ 共同企業体で入札に参加する場合は、商号又は名称は共同企業体名、代表者職氏名は代表幹事の代表者職氏名を記入してください。
- ※ 入札者もしくは共同企業体構成員の従業員等に委任する場合、代理人の住所は、所属する入札者の住所を記載して支障ありません。

特別養護老人ホーム潮光園新築移転に伴う実施設計業務委託の
指名競争入札にかかる技術資料作成要領

平成30年12月5日に公告した特別養護老人ホーム潮光園新築移転に伴う実施設計業務委託の条件付き一般競争入札にかかる技術資料については、次のとおり、資料を作成し、入札担当者から指示のあった日までに、本件入札の閲覧場所まで持参して提出すること。

1 作成書類

単体企業にあつては、下記(1)から(3)及び(5)の書類を、共同企業体にあつては下記(1)から(5)までの書類を作成すること。

(1) 技術資料提出書（別記第1号様式）

(2) 技術職員名簿

当該企業に在籍している（雇用されている）期間が入札日現在で継続して3月以上ある一級建築士について、次の事項を記載したものであること。共同企業体にあつては構成員毎に作成すること。なお、様式は任意とする。

ア 一級建築士の氏名

イ 登録番号

ウ 当該企業の在籍（雇用）期間（在籍期間に空白のある場合は、直近で在籍して（雇用されて）からの期間を記載すること。）

(3) 同種業務の受託実績を証する書類

本件入札の入札公告2(1)キに記載の要件を満たす受託実績を証する書類を1件のみ提出すること。受託実績を証する書類とは、一般財団法人日本建設情報総合センター発行の登録内容確認書もしくは発注者との契約書の写し及び仕様書等とする。

上記書類を提出する場合、当該契約の発注者に対し、本件入札の入札公告及びこの作成要領を示した上で、有田周辺広域圏事務組合（以下、「当組合」という。）に当該書類を提供することについて了承を得ておくこと（当該契約の発注者が官公署である場合や、登録内容確認書のみで足りる場合等、入札者が当該契約の発注者に対し了承を得る必要がないと判断した場合はその限りでない）。

契約書の写しを提出するにあたり、受託金額を秘匿することに支障はない。

入札者が了承を得る必要がないと判断した場合を含め、入札者が、当該契約の発注者に上記の了承を得ていないことにより、当該契約の発注者から苦情等があった場合や損害を与えた場合については、すべて入札者が対応するものとし、当組合は一切その責を負わない。

なお、この書類については本件入札の参加資格審査にのみ使用し、当組合の構成自治体に対し提示する場合を除き公表することはない。

(4) 共同企業体協定書

別記第2号様式により、「共同企業体協定書」及び「共同企業体協定書第8条に基づく協定書」を作成すること。

(5) 完納証明書

次のとおり、指定された各自治体にかかる税について未納のない旨を証明した書類（発行後3か月を経過していないものに限る。写し可）を提出すること。共同企業体にあつてはすべての構成員の証明書を提出すること。

ア 法人の場合

- ① 法人の和歌山県の税にかかる完納証明書
- ② 法人の当該法人の所在地市町村の税にかかる完納証明書
- ③ 代表者個人の和歌山県の税にかかる完納証明書
- ④ 代表者個人の当該人の住所地である市町村の税にかかる完納証明書

イ 個人の場合

- ① 代表者個人の和歌山県の税にかかる完納証明書
- ② 代表者個人の当該人の住所地である市町村の税にかかる完納証明書

(別記第1号様式) ※単体企業用

技術資料提出書

特別養護老人ホーム潮光園新築移転に伴う実施設計業務委託の条件付き一般競争入札に係る技術資料を提出します。

なお、提出にあたり、次の事項を誓約します。

- 1 私が、入札公告第2項に規定する入札参加資格要件を満たすこと。
- 2 当該業務委託契約の締結後、前項の要件を満たさないことが判明した場合において、貴組合事務がこの契約を解除することができることとし、そのことにより生じる損害について、その賠償に応じること。

平成30年12月 日

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

Ⓜ

有田周辺広域圏事務組合管理者 様

(別記第1号様式) ※共同企業体用

技術資料提出書

特別養護老人ホーム潮光園新築移転に伴う実施設計業務委託の条件付き一般競争入札に係る技術資料を提出します。

なお、提出にあたり、次の事項を誓約します。

- 1 私及び共同企業体の構成員のすべてが、入札公告第2項に規定する入札参加資格要件を満たすこと。
- 2 当該業務委託契約の締結後、前項の要件を満たさないことが判明した場合において、貴事務組合がこの契約を解除することができることとし、そのことにより生じる損害について、共同企業体の構成員が連帯してその賠償に応じること。

平成30年12月 日

共同企業体名

代表幹事 所在地

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

構成員 所在地

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

構成員 所在地

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

有田周辺広域圏事務組合管理者 様

(別記第2号様式)

〇〇・△△・□□共同企業体協定書

(目的)

第1条 当設共同企業体は、次の事業を共同連帯して行うことを目的とする。

- (1) 有田周辺広域圏事務組合（以下「事務組合」という。）が発注する特別養護老人ホーム潮光園新築移転に伴う実施設計業務委託（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下、単に「本業務」という。）の請負
- (2) 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇・△△・□□共同企業体（以下「当共同体という。」）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当共同体は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇〇番〇〇号に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当共同体は、平成 年 月 日に成立し、（仮）特別養護老人ホーム潮光園新築移転の建設工事の完了後36ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。但し、事務組合が解散することを認めた場合はその限りではない。

2 本業務を受託することができなかつたときは、当共同体は、前項の規定にかかわらず、当該本業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当共同体の構成員は、次のとおりとする。

住 所	〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇〇番〇〇号
商号又は名称	〇〇株式会社
住 所	〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇〇番〇〇号
商号又は名称	△△株式会社
住 所	〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇〇番〇〇号
商号又は名称	□□株式会社

(代表者の名称)

第6条 当共同体は、〇〇株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当共同体の代表者は、本業務の履行に関し、当共同体を代表して、事務組合及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

2 構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第2章及び第3章に規定する著作権の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権利を、当共同体の代表者に委任するものとする。なお、当共同体の解散後、当共同体の代表者が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝を行う権限を、代表者以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員が委任するものとする。

（分担業務）

第8条 各構成員の本業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部について発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇〇の〇〇業務（もしくは下記の業務を除く一切の業務） 〇〇事務所

〇〇〇の〇〇業務 △△事務所

〇〇〇の〇〇業務 □□事務所

2 前項に規定する分担業務の価格（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第9条 当共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の履行当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当共同体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の配分）

第12条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の配分を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第14条 構成員がその分担業務に関し、事務組合及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は第三者に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、共同体が本業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び事務組合の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項および第3項の規定を準用する。

(解散後のかしに対する構成員の責任)

第18条 当共同体が解散した後においても、当該業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇事務所外〇者は、上記のとおり〇〇・△△・□□共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成のうえ、各通に構成員が記名押印し、〇通は各自所持し、1通は事務組合へ提出するものとする。

平成 年 月 日

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

⑩

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

⑩

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

⑩

〇〇・△△・□□共同企業体協定書第8条に基づく協定書

有田周辺広域圏事務組合発注に係る本業務については、〇〇・△△・□□共同企業体協定書第8条の規定により、当共同体構成員が分担する業務の業務額を次のとおり定める。

記

分担業務額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

〇〇〇の〇〇業務 〇〇事務所 〇〇円

〇〇〇の〇〇業務 △△事務所 〇〇円

〇〇〇の〇〇業務 □□事務所 〇〇円

〇〇事務所外〇者は、上記のとおり分担業務額を定めたので、その証拠としてこの協定書〇通を作成のうえ、各通に構成員が記名押印し、〇通は各自所持し、1通は事務組合へ提出するものとする。

平成 年 月 日

〇〇・△△・□□共同企業体

代表幹事

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

構成員

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

構成員

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

⑩